さいたま市・岩槻市合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約(以下「規約」という。) 第 1 5 条の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。) の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の予算は、規約第13条第1項の規定によるさいたま 市及び岩槻市(以下「両市」という。)の負担金並びにその他の収入 をもって歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての 経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)において承認を得なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算の承認を得たときは、当該予算の 写しを速やかに両市の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、協議会に係る既定の予算を補正する必要が生じた場合は、補正予算を調製し、会議において承認を得なければならない。
- 2 前条第3項の規定は、補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入歳出予算の款及び項の区分は、別表のとおりとする。 (出納及び現金の保管)

- 第5条協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れ なければならない。

(出納員)

- 第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから、協議会の出納員 (以下「出納員」という。)を命ずることができる。
- 2 出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を行

うものとする。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(予算の流用等)

第7条 歳出予算の流用又は予備費の充用の手続については、さいた ま市の例による。

(決算等)

- 第8条 会長は、毎会計年度2月以内に協議会の決算を調製し、監事 の監査に付した後、会議において承認を得なければならない。
- 2 会長は、前項の規定により決算の承認を得たときは、当該決算の 写しを両市の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

- 第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、さいたま市の例 による。
- 2 出納員は、出納に関する文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(その他)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な 事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

別表(第4条関係)

歳入の款・項					歳出の款・項			
款		項			款		項	
1	負担金	1	負 担 金	1	運営費	1	運営費	
2	諸収入	1	諸収入	2	事業費	1	事業費	